

板橋区福祉タクシー等事業実施要綱

(昭和 62 年 2 月 18 日 区長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、一般公共交通機関の利用が困難な心身障がい者に対して、生活行動圏を拡大し、その社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(事業の実施方法)

第 2 条 区長は、前条の目的を達成するため、板橋区福祉タクシー券を交付し、福祉タクシー（板橋区と契約を締結した特別区、武蔵野市及び三鷹市の地域を乗車区域とするタクシー事業者（個人事業主を含む）が福祉タクシー券の助成額を利用料又は障害者割引後の利用料から減額して第 3 条に規定する対象者の利用に供するタクシーをいう。）及び移動サービス車（板橋区と契約を締結した発地又は着地のいずれかが道路運送法上の福祉有償運送事業で登録された運送の区域内とする利用者限定サービス事業者が、福祉タクシー券の助成額を利用料から減額して第 3 条に規定する対象者の利用に供する車両をいう。）の利用料の一部を助成する。

(対象者)

第 3 条 福祉タクシー及び移動サービス車（以下「福祉タクシー等」という。）を利用できる者（以下「対象者」という。）は、板橋区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳の交付を受けた者」という。）のうち身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「施行規則」という。）別表第五号の下肢又は体幹に係る障がいの程度が 3 級以上である者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、施行規則別表第五号の上肢に係る障がいの程度が 2 級以上である者
- (3) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、施行規則別表第五号の内部に係る障がいの程度が 1 級である者
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、施行規則別表第五号の視覚に係る障がいの程度が 2 級以上である者
- (5) 東京都愛の手帳交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づく愛の手帳の交付を受けている者のうち知的障がいの程度が 2 度以上である者
- (6) 脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を有する者
- (7) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条第 1 項第 1 号に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第一号表ノ二の障害の程度が第 3 項症以上である者
- (8) 東京都板橋区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 48 年板橋区規則第 28 号。以下「規則」という。）第 2 条各号のいずれかの特殊疾病に罹患し、かつ、歩行困難な者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、対象者としなない。

- (1) 規則第 3 条に規定する施設に入所している者
- (2) 心身障がい者（障がい者が 20 歳未満の者である場合にあっては、その者を扶養する父若し

くは母又は父母に扶養されない障がい者を扶養する者)の前年の所得(1月から9月までの支給にあつては、前々年の所得)が、規則第3条の2に規定する額を超える者

(3)板橋区心身障がい者自動車燃料費助成要綱(昭和56年6月26日区長決定)により自動車燃料費助成(以下「燃料費助成」という。)を受けている者

(4)板橋区心身障がい者自動車燃料費助成要綱第7条第6号又は第7号の規定により燃料費助成の受給資格が消滅した者

(申請及び利用券の交付)

第4条 福祉タクシー等の利用を希望する者は、区長に受給資格の認定を申請する。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、その適否を審査し、認定した者(以下「受給者」という。)を認定簿に登載し、認定しない者には、その旨を通知する。

3 利用券の交付は、前条に規定する申請のあつた日が属する月から、受給資格が消滅した日が属する月までとする。

4 区長は、4月1日及び10月1日を基準日とし、当該基準日の属する月(以下「基準月」という。)から6か月(以下「基準期間」という。)分の利用券を一括して交付する。ただし、基準日以後に申請があつた場合は、申請があつた日の属する月から、次の基準月前の月までの月数分の利用券を交付する。

5 利用券の券種は500円券及び100円券とし、有効期限は4月1日付発行のもの、10月1日付発行のもの、ともに翌年3月31日とする。

6 利用券は、1人1か月につき、500円券7枚及び100円券10枚を限度とし、必要と求める範囲内で交付する。ただし、前条第1項第1号に掲げる者のうち障がいの程度が1級である者並びに同項第6号、第7号及び第8号に掲げる者のうち身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けていない者については、1か月につき500円券1枚を加算して交付することができる。

7 板橋区心身障がい者自動車燃料費助成要綱により燃料費助成を受けていた者については、当該助成の認定が消滅した月の属する基準期間に係る利用券は交付しない。ただし、当該助成の認定が消滅した月の属する基準期間に係る助成券を受領していない者及び基準期間に係る助成券を使用していない者についてはこの限りでない。

(現況届)

第5条 受給者のうち、第3条第1項第8号に該当する者は、年に1回、区長に現況を報告しなければならない。

(支給停止)

第6条 区長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用券を支給しないことができる。

(1)第3条第2項第2号に規定する所得が不明のとき。

(2)前条に規定する現況の報告がないとき。

(3)病院又は介護老人保健施設に1か月以上入院又は入所中の者(入院又は入所中の者で、他の病院での定期的な診察又は治療が必要なものを除く。)

2 区長は、受給者が前項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたときは、その月より利用券を交付する。なお、受給資格の認定通知は利用券の交付をもって代えることとする。

(届出義務)

第7条 受給者は、届出事項に変更があった場合は、速やかに区長に届け出なければならない。

(受給資格の消滅)

第8条 受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、受給資格の認定は、消滅する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 第3条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 第3条第2項各号に規定する要件に該当することとなったとき。
- (4) 利用目的をはずれ、不正に使用した事が明白なとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により受給資格の認定を受けたとき。
- (6) 受給者が希望したとき。
- (7) 第6条の支給停止期間が1年を経過したとき。

(不正使用の対応)

第9条 区長は、受給者が第8条第4号又は第5号の規定により、受給資格が消滅した場合において、当該受給者が既に利用券を使用しているときは、当該受給者に利用料金を弁償させることができる。

2 区長は、不正使用が確認できた日以降、新たに利用券を交付しないことができる。

(利用券の返納)

第10条 受給者(受給者が死亡したときはその相続人等)は、第8条の規定により受給資格の認定が消滅した場合において、未使用の利用券があるときは、速やかに区長に返納しなければならない。

(事務手数料)

第11条 区長は、福祉タクシー等の契約事業者に事務手数料を支払うことができるものとする。
ただし、事務手数料は、毎年契約時において福祉タクシー等の契約事業者ごとに定める。

(福祉タクシー等交付金)

第12条 区長は、福祉タクシー等の契約事業者から、使用された利用券を添えて、利用料金及び事務手数料(以下「福祉タクシー等交付金」という。)の請求を受け、その請求を審査し、正当と認めたときは、速やかに福祉タクシー等交付金を支払うものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 板橋区福祉タクシー要綱(昭和52年12月20日区長決定)は廃止する。

付 則

この一部改正は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成2年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成9年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

1 この一部改正は、平成16年3月1日から施行する。

2 平成16年度交付分に限り、第3条第1項第1号に掲げる者のうち障害の程度が1級である者並びに同項第6号、第7号及び第8号に掲げる者のうち身体障害者手帳又は愛の手帳の交付を受けていない者については、100円券1枚を加算して交付することとする。

付 則

この一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成21年10月26日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、平成28年10月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この一部改正は、令和3年8月1日から施行する。

ただし、改正内容について、改正後の規定は、令和3年10月以降の月分の利用券の支給について

適用し、同年9月以前の月分の利用券の支給については、なお従前の例によるものとする。

付 則

この一部改正は、令和4年4月1日から施行する。